



Title	イギリスの対独宥和・再考：二人のチェンバレンと戦間期ヨーロッパ国際秩序
Author(s)	藤山, 一樹
Citation	人文学林. 2026, 3, p. 63-85
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/104269">https://doi.org/10.18910/104269</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# イギリスの対独宥和・再考

—二人のチェンバレンと戦間期ヨーロッパ国際秩序<sup>1)</sup>—

藤 山 一 樹

## The Chamberlain Brothers and European Order in the Interwar Period: Neville's Vision in Comparative Perspective

FUJIYAMA Kazuki

This article reconsiders British appeasement of Germany in the 1930s through a reconstruction of Neville Chamberlain's vision of European order. While historians have thoroughly explored the domestic, imperial and strategic reasons behind the Prime Minister's decisions, they have paid less attention to his ideas of a future Europe. To elucidate this aspect, the article contrasts Neville's vision with that of his half-brother, Sir Austen. While the Foreign Secretary in the late 1920s envisioned a 'reciprocal' order that would integrate Germany into a cooperative framework to uphold Europe's territorial *status quo*, Neville aimed for a 'juxtaposed' order, where a fortified Britain and an expanded Germany would coexist without mutual guarantees of Europe's *status quo*.

キーワード：イギリス外交、宥和、ネヴィル・チェンバレン

はじめはいつも美しい、あとになるほどそうではなくなる

ジャン・グルニエ（井上究一郎訳）『孤島』

### 1. はじめに

宥和政策と聞けば、大方は1938年9月のミュンヘン会談と、同会談の開催を導いた当時のイギリス首相ネヴィル・チェンバレン（Neville Chamberlain）を思い浮かべるのではないだろうか。ヒトラー（Adolf Hitler）の要求するチェコスロヴァキアの領土割譲を、チェンバレン首相

---

1) 本稿は科学研究費補助金（課題番号24K16314）の助成を受けた研究成果であり、日本国際政治学会2023年度研究大会（2023年11月12日、福岡国際会議場）での報告を基にしている。

の発案で英仏独伊が決定したミュンヘン会談は、戦間期イギリスの対独宥和を象徴する出来事であった。第二次世界大戦後、かかるイギリスの政策は、二度目の世界大戦の誘因として失敗の烙印を押された。そして現状変更の要求に応じることは、パワーや道義の欠如、あるいは弱さに根ざした事なかれ主義と一般的に見られるようになった<sup>2)</sup>。

外交史研究では、1930年代イギリスの対独宥和について、一次資料に基づく実証が着実に進展してきている。60年代末から本格的に始まった資料公開に伴い、歴史家は大量の公・私文書を用いて、政策決定者を取り巻く構造や条件を特定するだけでなく、そうした制約に対する彼らの認識や対処方針を析出し、政策に結実するまでの過程を再構成してきたのである。

その結果、1930年代のイギリスは、ドイツを軍事的に威嚇することへの財政・世論・帝国にまつわる制約を把握しつつも、最終的には国家安全保障上の積極的意義を宥和政策に見出した、というのが有力な理解となっている。広大な帝国がもたらす脆弱性の自覚、ヒトラーの合理性への希望的観測、ドイツの再軍備に対する過大評価、米仏ら現状維持勢力への不信感などから、イギリスは自国の生存を対独宥和に賭けたのであった<sup>3)</sup>。

こうして我々は、1930年代イギリスの政策決定者がいかに対独宥和に傾斜していったかを、かなり精確に把握できるようになった。それでも、先行研究の豊かな蓄積には一定の空白が残されている。確かに1930年代のイギリスが対独宥和を選んだ理由は詳らかになったが、そのほとんどは当時の政策決定者にとって、〈現在〉ないし〈過去〉にまつわる認識であった。大国間の軍事バランスにせよ、財政や為替の状況にせよ、ヒトラーの究極的な狙いにせよ、それらはみな当時の政策決定者が相対した現実である。

では〈未来〉についてはどうだったのか。対独宥和で戦争を回避しえたとして、イギリスはナチ・ドイツをいかなる形でヨーロッパに定位しようとしていたのか。当時の政策決定者は、宥和に賛成であれ反対であれ、軍事・財政・世論など幅広い観点から政策効果を論じた。だがイギリス一国への影響を越えて、英独両国の関係性や大陸のパワー分布、ルールや規範など、ヨーロッパ国際秩序への影響について彼らが議論を尽くした様子は先行研究に見出しがたい。現状打破勢力の一挙一動に翻弄されるイギリスの外交は、1930年代中盤から次第に危機管理の様相を呈していく。かくも切迫する状況下で、ヨーロッパ全体の〈未来〉を論じる時間とエネルギーは、当時のイギリス政府には乏しかったのかもしれない。

とはいえ、一次資料にまとまった形では記述されていなくとも、先行研究に散りばめられた政策決定者の言葉をつなぎ合わせ、彼らの脳裏に浮かんでいたであろう思考の輪郭を描くことはできるはずだ。

本稿は先行研究に一次資料を適宜補いつつ、戦争の危機が高まる1930年代後半にイギリス外

2) Robbins 1997, 1-8. 以下も参照。Finney 2000; Aster 2008; Caputi 2000.

3) 代表的な実証研究として、以下を参照。Dilks 1987; Charmley 1989; Parker 1993; McDonough 1998; Goldstein 1999; Neville 2006; Self 2006; Bouverie 2019; French 2022; Peden 2023; 佐々木 1987; 関 2017.

交を牽引した、ネヴィル・チェンバレン首相のヨーロッパ秩序構想を分析する。その際、彼の思考的特徴を明確化すべく、やはり戦間期国際関係史に対ドイツ政策で名を刻んだもう一人の政治家を取り上げたい。ヨーロッパが相対的に安定していた20年代後半にイギリス外相を務めたネヴィルの実兄、オースティン・チェンバレン（Sir Austen Chamberlain）である。

これまでネヴィル・チェンバレンの外交の比較分析では、チャーチル（Winston Churchill）やイーデン（Anthony Eden）といった、反宥和の立場と見られる政治家が俎上に載るのが常であった<sup>4)</sup>。しかし、比較によって分析対象の特質を浮かび上がらせるには、比較するものとされるものの間に、両者の差異を際立たせる一定の共通項がなければならない。この点でチェンバレン兄弟を引き比べることは有益であろう。

二人の間には、第一次世界大戦という未曾有の災厄を経験したヨーロッパで、敗戦国ながら潜在的脅威でもあったドイツとの共存を念頭に、1919年に成立した講和条約（ヴェルサイユ条約）の修正を図るといふ、外政治家としての共通点があった。もちろん両者がイギリス外交の舵を取った時代の文脈や、各々が対峙したドイツの外交目標および手法は異なる。しかしオースティンもネヴィルも、広い意味で同じ戦後に生き、共通の対外課題に直面し、類似の政策を追求していた。

以下では、対独宥和を〈ドイツの要求に即したヴェルサイユ条約の修正〉と定義した上で、チェンバレン兄弟それぞれの政策に織り込まれていたヨーロッパ秩序構想を比較する。そうすることで、今や分析され尽くした感のある戦間期イギリスの対独宥和について、国際秩序の視座から新たな理解を得ることが最大の狙いである。

## 2. 兄・オースティンの場合——〈互恵型〉秩序のための宥和

### (1) 相対的安定期のイギリス外交

第二次世界大戦後、ネヴィル・チェンバレンが彼の首相時代の対独宥和をめぐる評価されたのとは対照的に、兄オースティンの外相としての業績が宥和政策と結びつけられることはほとんどなかった。その理由は、彼が国際関係史にその名を刻んだロカルノ条約と関係しているように思われる。

1925年10月に合意されたロカルノ条約は、英仏独白伊5カ国による西欧の安全保障枠組みであり、第一次大戦後も反目し続けるフランスとドイツをイギリスが仲介した成果であった。現在では同条約について、20年代のヨーロッパ国際関係に相対的安定をもたらしたとの見方が有力である<sup>5)</sup>。困難な交渉をまとめ上げたオースティンの手腕も、19世紀以来のイギリス外交の伝

4) 以下を参照。Dutton 1997; Stewart 1999; Parker 2000; Peden 2023; 佐々木 1987。

5) Steiner 2005; Cohrs 2006. 大國間戦争の防止という観点から、ロカルノ条約に批判的もしくは一定の留保を付す研究については、以下を参照。Jacobson 1972; Marks 2003; 大久保 2018。

統や一般的な対外戦略の点から、おおむね積極的に評価されている<sup>6)</sup>。こうした先行研究の動向を踏まえるなら、ロカルノ条約の成立を導いたオースティンの評価が、外交的失敗の代名詞である宥和と結びつかなかったとしても不思議ではない。

だが実のところ、ロカルノ条約の成立後にオースティンが展開したのは、対独宥和と呼ぶにふさわしい政策であった。1920年代後半、旧連合国はドイツの要求に応じてヴェルサイユ条約の一部を緩和したが、その外交過程を主導したのもオースティンだったのである。宥和の対象とされたのは、パリ講和会議でドイツの軍事的台頭を封じ込めるために設けられた3規定、軍縮・占領・非武装化であった<sup>7)</sup>。

1920年代における対独宥和の手始めは、26年12月、ベルリンに拠点を置く連合国軍事監督委員会(IMCC)の解散決定であった。ヴェルサイユ条約第5編は、徴兵制や参謀本部の廃止から銃砲・戦車・弾薬といった軍需品の保有量に至るまで、ドイツに認められる軍備を細かく規制していた。IMCCはこれらの履行状況をドイツ国内で検証する常設機関であり、同機関の解散によって、旧連合国は強制軍縮というドイツ封じ込めの手段を失うことになった<sup>8)</sup>。

翌1927年8月には、ヴェルサイユ条約の第428-31条に従い、ライン河左岸に駐屯していた占領軍の1万人削減が決定する。そして29年8月のハーグ会議で、規定より約5年早いラインラント占領の終結が合意され、非武装地帯を監視する新たな枠組みの構築は見送られた<sup>9)</sup>。

大戦後もドイツ領とされたラインラントは、カエサルの子孫から大陸で覇権を得ようとする者が足がかりとしてきた要衝であった。この一帯に連合軍が駐留することで、ドイツ軍の非武装地帯への進入、ひいては西方侵攻の可能性が封じられる一方、東進するドイツ軍を背後から攻撃しようという旧連合国の戦略的優位のおかげでドイツの東方侵攻も抑制されていた<sup>10)</sup>。1930年6月末に完了した占領軍の撤退は、ヴェルサイユ条約に埋め込まれたドイツ封じ込めの機能が、また一つ失われた瞬間であった。

こうして1920年代後半のイギリス外相オースティンは、戦勝国の一員であるフランスの同意を取り付けつつ、ヴェルサイユ条約を段階的に修正していった。当時のイギリスの対独宥和は、ドイツ弱体化の意図が明らかな軍縮・占領・非武装化の諸規定をめぐって展開された。この部分だけを見れば、オースティンは敗戦国の要求に一方的に譲歩し、ドイツの膨張という深刻な安全保障リスクを顧みなかったと思われるかもしれない。

だが事実はその反対であった。オースティンは対独安全保障を軽んじるどころか、その確保を前提に対独宥和を追求していたのである。1920年代における対独宥和の前提とは、先に紹介

6) Goldstein 1996; Grayson 1997; McKercher 2003; 藤山 2019。

7) 特に独仏の視点から詳述した以下を参照。Jacobson 1972; 唐渡 1989; 大井 2008, 147-79; 牧野 2012。

8) 藤山 2019, 93-131。

9) 藤山 2019, 133-216。

10) Doise and Vaïsse 1987, 331-32; Jackson 2013, 276-83; Sakwa 1973, 129-30。

したロカルノ条約であった。

## (2) ロカルノ条約をめぐるオースティンの論理——対独安全保障の基礎づけ

1925年10月に成立したロカルノ条約は、正確に言うとも7つの条約の総称だが、それらの中核に位置する〈ライン条約〉に引きつけて、領土保全・平和的紛争処理・相互援助の三本柱から成る多国間の安全保障枠組みとまとめることができる。

ドイツはフランスおよびベルギーと、共通の国境ならびにラインラント非武装地帯の現状を保障する（第1条）とともに相互不可侵を誓約する（第2条）。保障された現状にまつわる問題は、仲裁裁判や調停、国際連盟理事会の審査といった平和的手段により解決される（第3条）。「明白な（flagrant）」違反行為に対しては、イギリスを含む他の締約国が、同行為の向けられた締約国を直ちに援助する一方、それ以外の違反行為について締約国は連盟理事会の審査および決定に従う（第4条<sup>11)</sup>。これらは、関係諸国が領土保全や相互不可侵を揃って約束し、約束を違えた国には他が一丸となって制裁を発動することで現状を回復する、集団安全保障のメカニズムであった<sup>12)</sup>。

ロカルノ条約に至る多国間交渉への参加を決めたオースティンは、西欧におけるドイツの台頭を憂慮していた。ドーヴァー海峡の対岸に広がるフランス東部、ベルギー全域、そしてドイツ西部のラインラントは、イギリス本土に最も近接した地域である。航空技術が発展しつつあった1920年代、この一帯が敵対勢力の手に落ちれば、同地域を足がかりとする陸上兵力の侵攻はもちろん、政治金融の中核であるロンドンや、基幹産業が集まるイングランド主要都市への空爆も想定された。膨張する脅威を西欧で抑えなければ、イギリスの独立は危機に瀕するであろう。オースティンとしては「復活したドイツが〔フランスおよび低地諸国の〕国境を破るのを認めるわけにはいかな」かった<sup>13)</sup>。

オースティンが外相に就任した1924年末、ドイツは見るからに弱体な敗戦国であった。連合国によるドイツの武装解除はかなりの成功を収め、当時の国防軍は国境警備隊と見紛うまでに縮小していた<sup>14)</sup>。ところが、大戦後のドイツには豊富な人口と天然資源が残されており、国土の戦場化をほぼ免れていたことも手伝って、彼らの産業の潜在力は実に手強かった。また当のドイツでは、政府と主要政党に加えて世論の大半が、連合国から押し付けられたヴェルサイユ条約に反発し、アルザス＝ロレーヌをはじめとする領土の回復を訴えていた<sup>15)</sup>。敗戦国の軍事的台頭の可能性は20年代前半の西欧に依然くすぶり続けていたといえる。

11) 植田 1989, 61-65。ロカルノ条約の原文は、以下を参照。Macartney 1928, 439-52。

12) 高坂 1981, 2-16。

13) CP 122 (25), memo by Austen Chamberlain, Feb. 26, 1925, [The National Archives, Kew, UK] CAB 24/172; Speech by Austen Chamberlain, Mar. 24, 1925, *Parliamentary Debates*, House of Commons, 5th ser., vol. 182, cc. 315-18, 321-22。

14) Shuster 2006, 39-99。

15) Mommsen 1996, 51-128; Peukert 1991, 52-77; Eyck 1970, 129-226。

しかも同時期、ヨーロッパ最大級の陸軍を持ちながら、自国の安全に確信を持たずにいたフランスがドイツに攻撃的な言動をくり返すことで、仏独関係は極端に悪化していた。隣国の弱体化を企むフランスの政策は、1923年1月のルール占領、すなわち賠償支払いの不履行を名目とした実力行使で頂点を迎える。翌年8月にドーズ案が採択されて賠償をめぐる仏独対立には終止符が打たれたものの、フランスがドイツに怯える構図は変わっていなかった<sup>16)</sup>。

要するにオースティンが外相に就任した当初、失地回復を訴えるドイツと、これを過敏に警戒するフランスのどちらもが、1914年に匹敵する破局をヨーロッパにもたらす可能性があったのである。彼の見るところ、戦勝国と敗戦国がこのまま敵意に満ちたにらみ合いを続けるなら、「おそらく30年から40年の間にふたたび戦争が勃発する」はずだった<sup>17)</sup>。西欧における対独安全保障は、当時のイギリスにとって、かくも切迫した外交課題であった。

オースティンと外務省はロカルノ条約の成立後も、イギリスの大陸関与を空手形にするつもりはなかったと見られる。外務省は1925年11月、一部の識者や世論が懸念していた東欧での〈巻き込まれ〉の事態、つまりドイツとポーランドの開戦に伴うロカルノ条約の発動可能性を検討した。原則不可が彼らの結論であり、条文に書かれた以外の軍事負担をイギリスが引き受けることはないと確認された<sup>18)</sup>。大陸の東西に明確な一線を引く外務省の解釈は、西欧に対する彼らのコミットメントの強さをかえって浮き彫りにしている。

オースティン自身、ドイツによるラインラント非武装化の侵犯を「起こりうる最も重大な事例 (the most critical case which can occur)」とみなし、ロカルノ条約の規定に基づく速やかな対処を期待していた<sup>19)</sup>。これらの認識を反映するように、1920年代後半の外務省が毎年作成していたイギリスの対外関与一覧表において、ロカルノ条約は国際連盟規約とヴェルサイユ条約に次ぐ重要性を与えられていた<sup>20)</sup>。西欧における対独安全保障は、外相オースティンにとって、イギリス外交を規定する基本的枠組みだったといえる。

### (3) ヴェルサイユ条約の修正をめぐるオースティンの論理——多元的共存の基礎づけ

それならば、なぜオースティンはロカルノ条約の調印後、ドイツの要求に応じてヴェルサイユ条約の修正を図ったのか。敗戦国の軍事的台頭を抑えるなら、1919年の戦後処理に埋め込まれていたドイツ封じ込めの機能も残しておくべきではなかったか。

16) Trachtenberg 1980, 237-89; Fischer 2003; 高橋 1983, 103-308。

17) Minutes of CID meeting, June 22, 1925, CAB 2/4/CID200; Hankey diary, Mar. 5, 1925, Maurice Hankey MSS, Churchill Archives Centre, Cambridge, UK, HNKY 1/7. 以下も参照。Johnson 2006, 757.

18) Magee 1995, 18-19.

19) Austen Chamberlain to D'Abernon, Feb. 19, 1926, Lord D'Abernon MSS, British Library, London, UK, Add MS 48926B, f. 176. 以下も参照。大久保 2018, 380-84。

20) *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939* (以下 *DBFP*) Ser. 1A/Vol. 1/Appendix, "Memorandum on the Foreign Policy of His Majesty's Government, with a List of British Commitments in their Relative Order of Importance," [submitted on Apr. 10, 1926]. 以下も参照。 *Ibid.* 1A/3/Appx.; *Ibid.* 1A/4/Appx.; *Ibid.* 1A/6/Appx.

一見すると矛盾にも取れる対独安全保障と対独宥和の組み合わせだが、オースティンの目にはこれこそヨーロッパ安定化の青写真と映っていた。彼にとってドイツの膨張に備えることとドイツの条約修正要求に応えることは分かちがたく、両者が実現してはじめてヨーロッパに秩序が確立されるのであった。ではオースティンはどのような秩序を構想していたのか。

オースティンはロカルノ条約に体现される集団安全保障の特質を活かし、脅威を威嚇することで友好国の安全を保障する〈敵対型〉から、脅威との和解により関係諸国の安全を等しく保障する〈互惠型〉に、ヨーロッパ秩序の構造転換を図ったのである。かかる構想の原型は、1925年3月に彼が残した覚書に認めることができる。

一、フランスの恐怖を取り除くあるいは和らげる、二、ドイツを欧州協調に招き入れる。どちらも等しく肝要であり、いずれが欠けても十分ではない。そして後者を可能にするため、まずは前者が必要なのである。……[さもなければ]ヨーロッパは再び終末戦争(Armageddon)の淵に追いやられるであろう<sup>21)</sup>

欧州諸国が平和的に共存するには、一方の論理だけを押し通すわけにはいかない。フランスやベルギー、そしてイギリスの対独安全保障は不可欠にせよ、ドイツの講和条約をめぐる不満にも耳を傾け、彼らを一定程度は満足させねばなるまい。さもなければ、ドイツの軍事的復活は現実味を帯びた筋骨きであり続けるだろう、とオースティンは考えていた<sup>22)</sup>。

そこで大切なのが順番である。オースティンは、先にドイツの膨張に反撃するための枠組みを作り、戦勝国の安全の感覚を高めてから、敗戦国ドイツへの宥和、すなわち条約修正に取り組むべきと判断した。そうする以外、隣国の強大化を恐れるフランスが、ドイツをヴェルサイユ条約のくびきから解き放つことに了承する道はなかった<sup>23)</sup>。

1925年1月下旬にドイツがいち早くイギリスに打診し、同年10月に紆余曲折を経て成立したロカルノ条約は、オースティンが望む秩序の原型にふさわしい枠組みであった。同条約において、脅威と目されていたドイツが締約国に迎えられ、それまで彼らと対立していたフランス・ベルギーはドイツと共通の義務(領土保全・相互不可侵)を引き受け、イギリス・イタリアはいずれの締約国の違反にも差別なく対応すると定められていた。

ロカルノ条約が採用した集団安全保障は、脅威とそうでない国をあらかじめ峻別せず、戦勝国も敗戦国も現状維持に揃って関与するメカニズムである。メンバーシップの包摂性とコミットメントの共通性により、対立的な構図を生み出すことなく関係諸国の安全を保障するのがロカルノ条約の特質であった。オースティン自身もロカルノ条約を他国に説明する際、「旧敵国間

21) Minute by Austen Chamberlain, Mar. 19, 1925, [The National Archives, Kew, UK] FO 371/10756/C3539/3539/18.

22) 藤山 2019, 100-106.

23) 藤山 2019, 108-109.

の相互保証 (mutual guarantee between former enemies)」、すなわち友敵の別なく安心を供与しあうという原理を強調していた<sup>24)</sup>。こうした取決めは、従来の執行政策のようにドイツを無理やり弱体化させるのとも、同盟のようにドイツを敵と見なして対抗するのとも異なり、ドイツとの協働を通じてヨーロッパの多元的な秩序を保とうとする斬新な試みであった。

以上の新しいアプローチでドイツの軍事的台頭に備えた上で、オースティンは秩序再編の第二幕、すなわち対独宥和を実行に移すことになる。

連合国のこれまでの政策はドイツに軍縮を徹底的に要求することでヨーロッパの平和を保護するものでしたが、ロカルノ条約は連合国とドイツの関係にまったく新しい精神をもたらしたのです。…… [連合国とドイツの] 双方が和解の意志を示すことで、ヨーロッパの平和はより良く保障されるでしょう<sup>25)</sup>

ロカルノ条約でドイツの膨張に歯止めをかけた今こそ、ドイツが反発してきたヴェルサイユ条約を修正すべきである。そうすればヨーロッパの潜在的脅威が抱いてきた不満は緩和され、彼らがロカルノで果たした現状へのコミットメントはさらに強固になる、というわけだ。

さらに言うと、オースティンの秩序構想は西欧に特化したものではなかった。時間がかかるにせよ、中東欧やバルカン半島といったヨーロッパの他地域にも、互惠型の多国間枠組みが形成されることを彼は期待していたのである。

先行研究が指摘する通り、オースティンはドイツを境に大陸を西と東に切り分け、イギリスの安全に死活的な重要性を持つ西欧にのみ軍事援助を約束した。ポーランド回廊のためにイギリス兵を犠牲にすることはないという彼の言葉や、ロカルノ条約の交渉過程でポーランドやチェコスロヴァキアの領土保全に言質を与えなかった事実に、外相の立場はよく現れている<sup>26)</sup>。

それでも西欧以外のヨーロッパの地域に対し、オースティンが何の関心も寄せなかったわけではない。オーストリアとの合邦 (アンシュルス) やポーランドが獲得していたバルト海への〈回廊〉、また当時は国際連盟管理下に置かれていたダンツィヒをドイツが要求している点は、オースティン自身も十分把握していた<sup>27)</sup>。そこで彼は、軍事的な保証こそイギリスに最も近い西欧に絞る一方、ドイツの領土要求が向けられる他の地域については「公平な法廷助言者 (a disinterested amicus curiae)」として当事国の仲介に回り、彼らの自発的な合意形成を促そうと

24) *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print* (以下 *BDFFA*) Part II/Ser. F/Vol. 7/ Doc. 42, Austen Chamberlain to Kennard (Belgrade), Sep. 7, 1926; *Ibid.*, II/F/7/63, Austen Chamberlain to Greg (Bucharest), Nov. 22, 1926.

25) Austen Chamberlain to Crewe (Paris), Nov. 3, 1925, FO 371/10710/C14018/21/18.

26) Goldstein 1996, 125-26; McKercher 2003, 219-20.

27) *BDFFA* II/F/2/93, Austen Chamberlain to D'Abernon (Berlin), June 2, 1925; Austen Chamberlain to Howard (Washington), June 3, 1925, AC 50/85.

したのである<sup>28)</sup>。

その場合にも、オースティンの基本原則は、ロカルノ条約と同じく領土地図の維持であった。1925年6月、アンシュルスについて駐英フランス大使から問われた彼は、否定的な見解を示しつつ次のように答えている。「ヨーロッパの安全が、安定なくして確立されることはありません。戦後処理 (the Treaty settlement) のあれこれを修正せよとの提案がくり返されれば、安定の感覚は衰えていく一方でしょう」<sup>29)</sup>。

オースティンが修正に否定的だった「戦後処理」とは、アンシュルスに関連する文脈に鑑みると、ヴェルサイユ条約の中でも国境に関する取決めを指していると思われる。オースティンは中東欧の領土問題を外交の争点とすることには当面反対であり、あくまで領土保全を原則とする多国間枠組みを西から東へ拡大しようとしていた<sup>30)</sup>。

以上を要するに、対独宥和はオースティンのヨーロッパ構想において、ドイツの膨張を封じ込める多国間枠組みを補完し強化する役割が与えられていたといえる。西欧諸国の独立は対独安全保障の確保にかかっていたが、ドイツに敵対するより同国を包摂してこれを達成するのがオースティンの対ドイツ外交の要諦であった。それには西欧の現状にドイツがコミットする誘因が不可欠となるが、そうかといって西欧以外の国境線が変更されるのを許せば、ヨーロッパ秩序全体が不安定化するおそれがあった。

そのためオースティンは、ヴェルサイユ条約の中でもドイツのパワーを制約する条項に狙いを定め、彼らの望む修正を認めることにしたのである。オースティンの対独宥和には、国際連盟盟約とロカルノ条約、二つの集団安全保障メカニズムにドイツが埋め込まれているという前提があった。そして1920年代後半のイギリスは、対独宥和をそれぞれ単独で展開したわけではなく、ヨーロッパを領土保全の観点から安定させる試みの一環として追求したのである。

### 3. 弟・ネヴィルの場合——〈並置型〉秩序のための宥和

#### (1) 危機の時代のイギリス外交

オースティンは、イギリスを含めたヨーロッパ諸国がドイツと長く共存するための秩序を設計し、その技法の一つとして対独宥和を選んだ。だが彼の政策路線は後のイギリス外交に継承されなかった。1937年5月、チェンバレン一家の悲願というべき首相の座を射止めたネヴィル

28) Minute by Austen Chamberlain, Feb. 21, 1925, FO 371/11064/W1252/9/98. 以下も参照。Finney 2003; Bakić 2012.

29) Austen Chamberlain to Fleuriau, June 4, 1925, AC 52/362.

30) ただしオースティンの脳内地図では、ヨーロッパの東の境界がソ連西部国境で終わっていた点に留意したい。彼の見るところ、1920年代中盤のロシアは帝政期と同じく膨張の衝動をはらむ一方、ヨーロッパの安定を根底から揺さぶる軍事力には欠け、しかも政治経済上の異質なイデオロギーに染まった「評価不能要因 (an imponderable factor)」であった。オースティンはソ連を大国としては勘定せず、軍事的にも文化的にもヨーロッパの外に位置する国とみなしていた。Minute by Austen Chamberlain, Feb. 21, 1925, FO 371/11064/W1252/9/98; Austen Chamberlain to Grahame (Brussels), Feb. 26, 1925, [Austen Chamberlain MSS, University of Birmingham Library, Birmingham, UK] AC 50/50. 以下も参照。Neilson 1993; Otte 2013.

は、兄と同じ対独宥和を、兄とは異なる論理で追い求めてゆく。

ネヴィルが首相に就任した頃のヨーロッパは、オースティンが外相を辞して8年しか経っていないにもかかわらず、1920年代後半とは似ても似つかぬ不穏な様相を呈していた。

現状打破の動きは、日本が1931年9月に引き起こした満洲事変により極東ですでに始まっていたが、35年10月に新ローマ帝国の建設を夢見るイタリアがエチオピアを侵略し、ヨーロッパ秩序もまた南の外縁から綻び出していた。翌36年3月には、ロカルノ条約の保障していたラインラント非武装化がドイツにより破られた。大陸の覇権を握ろうとするヒトラーの領土的野心が露わとなった最初の一手である。同年7月にはスペインで内戦が勃発した。ここに現状打破勢力として連携を強めるドイツ・イタリアと、現状維持の意思を明らかにしながら英仏とはイデオロギー的に対立するソ連が介入したことで、ヨーロッパ秩序は西の外縁でも動揺を来していた。

国際環境が急速に悪化する中、ネヴィルが採用したのは宥和政策、すなわちドイツの要求に即したヴェルサイユ条約の修正であった。1938年3月のオーストリア併合および同年9月のミュンヘン会談という事例に、当時のイギリス外交の特質が鮮やかに映し出されている。

1938年3月、国防軍にオーストリア国境を越えるよう命令を発したヒトラーは、生地ブラウナウからリンツを経てウィーンに入城し、軍事的な威嚇のもとオーストリアをドイツに併合した。『我が闘争』に記される通り、アンシュルスは全ドイツ人の統一という目標に向けた一里塚であり、不当な講和によって何百万もの同胞がライヒから切り離されている「耐え難い」状況を打破すべし、というのがヒトラーの主張であった<sup>31)</sup>。

電光石火のごとく成し遂げられたオーストリア併合に対し、イギリス政府の反応は非難声明の発出にとどまった。下院におけるネヴィル自身の言葉を借りれば、イギリスは「中欧の展開に常に関心を持ち」、「ヨーロッパの安全と信頼の感覚を高める」用意があるにもかかわらず、今度の事態を静観したのである<sup>32)</sup>。

第一次大戦後のドイツとオーストリアの国境線は、ヴェルサイユ条約第27条5項により、スイスからチェコスロヴァキアに伸びる1914年8月3日当時のそれと規定され、同条約第80条でドイツはオーストリアの独立を承認していた<sup>33)</sup>。38年3月のヒトラーの行動は明らかな条約違反であり、これを座視したイギリスは事実上、ドイツの要求に即して条約修正を認めたことになる。

続く半年後の出来事は、イギリスの対独宥和がより積極的に展開された例であろう。1938年9月のミュンヘン会談で、ドイツ語話者の多数居住するチェコスロヴァキア西部国境地帯、ズ

31) Weinberg 1970, 87-107; Evans 2005, 646-49; Steiner 2011, 264-65; カーショール 2016, 110.

32) Speech by Neville Chamberlain, Mar. 14, 1938, *Parliamentary Debates*, House of Commons, 5th ser., vol. 333, cc. 45-53.

33) US Department of State 1968, 126, 198.

デーテン地方が英仏独伊の合意によりドイツに割譲されることが決定した。20年代末からチェコ国内ではドイツ語話者とプラハ政府の軋轢が本格化していたが<sup>34)</sup>、この問題を領土拡張の正当化に用いようとしたヒトラーは、同胞が被る不公正な処遇と併せて、ドイツ民族の自決を事あるごとに訴えていた<sup>35)</sup>。

ドイツの武力行使がいよいよ現実味を帯びる中、チェンバレン首相はヒトラーとの直接会談を通じて危機の収束を図る。1938年9月、彼はおよそ1週間の内に2度ドイツに赴き、ヒトラーとズデーテン問題を集中的に討議した。世に広く知られるミュンヘン会談は、「Z計画」と名付けられたネヴィルのサミット外交を、英仏独伊の大国間合意としてまとめ上げる最終段階であった<sup>36)</sup>。

ミュンヘンで合意されたズデーテン地方の割譲は、ヴェルサイユ条約第27条6項が定めるドイツ・チェコスロヴァキア間の国境線、また同条約第81条でドイツが承認していたチェコスロヴァキアの独立を覆す決定であった<sup>37)</sup>。この一方的な現状変更を黙認するどころか、ヒトラーの元へ乗り込んで承認したネヴィルの外交は、今度こそ紛れもない対独宥和であった。

## (2) 国防をめぐるネヴィルの論理——連合王国の要塞化

興味深いのは、ネヴィルの対ドイツ政策の中に、兄オースティンが宥和の前提とした類の安全保障協定が不在だった点である。1925年に作られたロカルノ条約は、西欧の現状を集団安全保障の原理によって守る多国間枠組みであった。オースティンはこの枠組みを通じ、イギリスを含む西欧諸国のドイツに対する安全を確保し、その上でドイツの条約修正要求を受け入れることで、宥和と秩序の両立を図った。ところがネヴィルは兄の踏んだ手順とは異なり、ドイツの膨張を阻止するための制度を構築することなく、ドイツの条約修正要求を承認していったのである。

集団安全保障にせよ同盟にせよ、ネヴィルは安全保障をめぐる他国との軍事的連携に消極的だった。1937年5月にネヴィルが首相となった時点で、ドイツはすでに国際連盟から脱退しており、満洲とエチオピアにおける日伊の軍事行動に連盟はほとんど無力であった。ロカルノ条約もまた、36年3月のラインラント進駐という重大な違反に際して発動されなかった。同年4月末、ネヴィルは日記にこう書き留めている。「連盟は戦争を止められず……集団安全保障の失敗は白日の下にさらされた。……連盟が十分な効果を発揮する形で武力を行使しようとの発想は捨てるべきだ」<sup>38)</sup>。一連の出来事を目の当たりにしてきたネヴィルにとって、脅威を包摂する

34) Bruegel 1973, 74-85; Zorach 1979.

35) Weinberg 1970, 107-10; Evans 2005, 665-68; Steiner 2011, 266-68; カーショー 2016, 129-30.

36) Self 2006, 312-26; Bouverie 2019, 231-97; Peden 2023, 194-214; 関 2017.

37) US Department of State 1968, 126, 202.

38) Neville Chamberlain diary, Apr. 27, 1936, [Neville Chamberlain MSS, University of Birmingham Library, Birmingham, UK] NC 2/23, ff. 283-84. 以下も参照。McDonough 1998, 47-48; Peden 2023, 80.

〈互惠型〉の安全保障枠組みは、当てにならない政策手段だったのである。

しかしそうかといって、脅威への対抗を前提に他国と軍事援助を約束しあう〈敵対型〉の同盟にも、ネヴィルの食指は動かなかった。後に首相に就任するチャーチルは、ヒトラーがドイツで権力を掌握してからというもの、英仏ソ〈大同盟 (Grand Alliance)〉の形成を呼びかけていたが、ネヴィルはそうした反独包囲網が大国間の分断をもたらし、ヨーロッパを戦争へと不可避的に突き進ませると反対していた<sup>39)</sup>。

仮にイギリスが対独同盟を形成するにしても、手を結びうる主要大国それぞれに、ネヴィルは不信のまなざしを向けていた。財政難ゆえ再軍備に舵を切るのが遅かった上、社会の分極化が著しいフランスは、イギリスが運命を共にするにはあまりに脆弱と感じられた。中立法の殻に閉じ込めるアメリカからは、ヨーロッパに関与する真剣さを感じられず、対日政策や海軍軍縮をめぐる鋭く対立してきた過去を振り返ると、同盟国としての信頼はいかにも置き難い国であった。軍事的にも経済的にもひ弱なフランスは「厄介」な、パワーは強大でも信用ならないアメリカは「不快」な存在と、ネヴィルの目には映っていたのである<sup>40)</sup>。

ちなみにヒトラーが忌み嫌うソ連は、国際連盟に常任理事国として加入したり、フランスやチェコスロヴァキアと相互援助条約を調印したりと、軍事力を用いてでもドイツに対抗する意志を明らかにしていた。しかし同時に、議会政治と資本主義を真っ向から否定し、植民地世界に反帝国主義を使喚する彼らのイデオロギーは、イギリスにとってドイツに勝るとも劣らぬ深刻な脅威であった。1939年3月、対ソ同盟構想が政府内で真剣に検討され始める中、ネヴィルが家族に打ち明けたのは、イギリスの重んじる価値を共有しないソ連に対する「きわめて深い不信感」であった<sup>41)</sup>。

脅威を包み込む集団安全保障も、脅威に相対する同盟も、自国の安全を他国と協力して確保する点に違いはないが、ネヴィルは以上の認識から、いずれの多国間枠組みに頼ることも退けたのである。

それでも彼は対独安全保障を軽視していたわけではない。極東・地中海・ヨーロッパに台頭する現状打破勢力の中で、大陸のドイツこそがイギリスの最も重大な脅威であることを早くから認めていた。1934年といえば、すでにヒトラーは国際連盟とジュネーヴ軍縮会議に反旗を翻しており、7月にはオーストリア首相ドルフス (Engelbert Dollfuß) がナチ党員に暗殺されるなど剣呑な出来事が相次いでいたが、当時蔵相だったネヴィルは、ドイツがヨーロッパ不安定化の「元凶 (the *fons et origo*)」に違いないと記している<sup>42)</sup>。

39) Speech by Neville Chamberlain, Apr. 4, 1938, *Parliamentary Debates*, House of Commons, 5th ser., vol. 334, c. 61. 以下も参照。Roi and McKercher 2001, 52-53; French 2022, 375.

40) Neville Chamberlain to Hilda Chamberlain, Oct. 9, 1937, NC 18/1/1023; Neville Chamberlain to Ida Chamberlain, Jan. 16, 1938, NC 18/1/1035. 以下も参照。Goldstein 1999, 279-81; Self 2006, 276-77, 295.

41) Neville Chamberlain to Ida Chamberlain, Mar. 26, 1939, NC 18/1/1091. 以下も参照。Neilson 2006, 68-69; McDonough 1998, 174.

42) Feiling 1946, 253-54; 佐々木 1987, 40.

それどころかヒトラーの歪んだ世界観についても、ネヴィルは確かに把握していたはずだ。彼が所有する『我が闘争』に挟まれていた直筆メモには、ナチ・ドイツを分析した37年刊行の書『ヒトラーの建てた家 (The House That Hitler Built)』の引用がしたためられていた。ヒトラーが目指すのは純粋な人種共同体であることや、戦争がヒトラーにとっては「この世の最も重要な側面」であることなどが丁寧に書き留められている<sup>43)</sup>。寸暇を惜しんで作った読書ノートを通じ、ドイツが武力を用いてでも在外自国民を糾合しようとしていることを、ネヴィルは脳裏に刻んでいたであろう。

だが他方、首相就任前に約6年務めた蔵相の経験から、イギリス経済の屋台骨というべきポンド相場を重視するネヴィルは、財政均衡原則を容易に曲げるべきではなく、軍事支出は可能な限り抑制されねばならないとの立場であった<sup>44)</sup>。また彼にとって、長期戦を耐え抜く国家の「持久力 (the staying power)」は工業生産力と金融市場での信用にかかっていたが、軍備を急速に拡張すればイギリスの持久力は衰え、いざという時に勝利の果実をつかみ損ねると不安視していた<sup>45)</sup>。

かくしてネヴィルは次のような対独安全保障の道筋を描くことになる。万一の事態には他国を頼らず自力で対応するのを前提に、財政を逼迫させない範囲で再軍備を着実に進めつつ、そもそも軍事力に頼る必要が生じないように、あらゆる機会をとらえてドイツを外交により脱脅威化する——。統制された軍拡と、脅威の要求を容れる宥和の組み合わせ、彼自身の言葉を借りれば「再軍備ならびにドイツとの関係改善の二重政策」<sup>46)</sup>を、イギリスが進むべき道と見定めたのであった。

具体的な政策の一つとして、ネヴィルは帝国防衛に不可欠な海軍、ならびに大陸関与の主力となる陸軍の予算を切り詰め、その分を三軍の中で最も費用対効果が高いと見られた空軍に注ぎ込んだ。かかる財政方針は、1934年5月から7月にかけて行われた再軍備計画の策定に決定的役割を果たしたが<sup>47)</sup>、首相就任後のネヴィルは再軍備計画の見直しに踏み切る。38年2月に提出された内閣委員会の最終報告書では、本土防衛が最優先と確認された上で、敵の領内に爆弾を投下する爆撃機から、敵機の襲来を察知するレーダーおよび敵機を領空から撃退する戦闘機に、空軍予算の比重が大きく移っていた<sup>48)</sup>。

要するに1930年代後半のイギリスが採用したのは、大陸におけるドイツとの本格的な戦闘よ

43) Note by Neville Chamberlain tucked into his 1933 copy of *Mein Kampf*, n.d. [c. Jan. 1938], NC LAdd/173; Neville Chamberlain to Hilda Chamberlain, Jan. 30, 1938, NC 18/1/1037.

44) Self 2006, 267-69; Charmley 1989, 29-31; 佐々木 1987, 42-43.

45) Neville Chamberlain to Hilda Chamberlain, Nov. 14, 1936, NC 18/1/985; Speech by Neville Chamberlain, Mar. 7, 1938, *Parliamentary Debates*, House of Commons, 5th ser., vol. 332, c. 1558.

46) Neville Chamberlain to Hilda Chamberlain, Aug. 1, 1937, NC 18/1/1014.

47) French 2022, 286-95.

48) Peden 2023, 166-73; 佐々木 1987, 167-70.

りも、ドイツに対して本土防衛に専心する「連合王国の要塞化」<sup>49)</sup>、あるいは「限定的・孤立主義的外交戦略」<sup>50)</sup>だったのである。ネヴィルは同盟も集団安全保障も退け、もっぱらイギリス自身の外交と軍事力を手がかりに対独安全保障を確保しようとした。強大化しつつある脅威に、軍事的にも外交的にも一国単位で立ち向かうことを想定したといえる。こうしたネヴィルの対外戦略に、イギリスを西欧という地域に位置づける視点や、イギリスの安全をヨーロッパ秩序と表裏一体に捉える発想は乏しかった。

### (3) ヴェルサイユ条約の修正をめぐるネヴィルの論理——二元的共存の基礎づけ

とはいえ以上の事実は、ネヴィルが対独宥和を展開する際、その帰結として出現する将来のヨーロッパへの展望を、何ひとつ持ち合わせていなかったことを意味しない。彼の脳裏にはオースティンほど明確ではないにせよ、宥和の成功した先に広がるヨーロッパの姿が、おぼろな輪郭とともに浮かんでいたのではないだろうか。

この点を理解するために、ネヴィルが対独宥和の究極目標と定めていた〈全般的解決 (the general settlement)〉構想に注目したい。これはナチ・ドイツに関わる外交上の懸案を個別に処理するのではなく、交渉材料として互いに結びつけながら解決を図る、一種のパッケージディールであった。

彼は首相に就任して程なく、つまりミュンヘン会議どころかオーストリア併合の前から、ヒトラーとの合意をめぐる「包括的な計画」を温めていた<sup>51)</sup>。やがて1938年に中欧の危機が深刻化し、ズデーテン問題が一触即発の事態に陥ると、ドイツとの交渉は目前の戦争を回避する危機管理の様相を呈したが、その間もネヴィルは全般的解決という大目標を念頭に置いていたと考えられる。

ベルヒテスガーデンでヒトラーとの最初の会談に臨む首相は、チェコスロヴァキアの領土問題を解決することが「世界平和のための一大計画」に不可欠の条件と考えていた<sup>52)</sup>。さらにミュンヘン会談の翌朝、帰国直前のネヴィルがヒトラーと合意した共同宣言には、英独が両国間の懸案を引き続き協議し、ヨーロッパの平和をより確かなものとする旨が記されていた<sup>53)</sup>。

かかるネヴィルの〈全般的解決〉を簡潔に表すなら、イギリス一国の安全を脅かさない範囲で、ドイツの要求を最大限満たそうとする政策構想であった。具体的には、ドイツが武力不行使を遵守したり、空軍をめぐる軍縮に同意したりするのを条件に、中東欧における膨張やアフ

49) French 2022, 371.

50) 佐々木 1987, 44, 69.

51) Neville Chamberlain to Ida Chamberlain, Oct. 30, 1937, NC 18/1/1026.

52) Kennedy (London) to Hull, Sep. 14, 1938, FRANKLIN (Franklin D. Roosevelt Presidential Library's Digital Collections), President's Secretary's File, Great Britain 1937-38, [http://www.fdrlibrary.marist.edu/\\_resources/images/psf/psfa0321.pdf](http://www.fdrlibrary.marist.edu/_resources/images/psf/psfa0321.pdf) [accessed Aug. 20, 2025].

53) Curtis 1943, 291. 以下も参照。Self 2006, 324-25.

リカでの勢力圏構築といった、領土にまつわる現状変更をドイツに認める計画である。

その概略は1937年11月末、ネヴィルが信頼を寄せる姉に宛てた私信の中に見出すことができる。この手紙が書かれる直前、枢密院議長ハリファクス（3rd Viscount Halifax）が非公式の名目でドイツを訪れ、ヒトラーとの会談を実現させていた。それまで地中海情勢をめぐる対伊交渉に専心してきたネヴィルは、このハリファクス訪独を機に、イタリアよりも深刻な脅威と目されたドイツとの交渉に自信を持つようになる<sup>54)</sup>。彼は「包括的な計画」の具体化を模索し始めていた。

件の手紙によると、ドイツに期待する譲歩の一つは、攻撃能力の高い兵器、とりわけ軍用機を対象とした軍縮である<sup>55)</sup>。この時すでにイギリスの対外戦略は本土防衛を最優先に、つまり帝国防衛や大陸関与を二の次とすることが明確化され、空軍を軸とした軍備の拡充が既定路線となっていた。ネヴィルは国民をあまねく標的としうる兵器についてドイツから譲歩を引き出し、ともかくもイギリス一国の安全だけは確保しようとしたのである。

見返りとしてヒトラーに与えられるのは、領土地図の大幅な改変であった。

もちろん彼ら〔ドイツ〕は東欧における優越を欲しています。……なぜ次のようにドイツに伝えるべきでないのか、私にはわかりません。つまり、オーストリアとチェコスロヴァキアの対処に武力を用いないという十分な保証を我々に与えるなら、……我々も同様に、君たちが望む変更を阻止するために武力を用いないという保証を与えよう、と<sup>56)</sup>

東方への領土拡大というヒトラーの意図を、ネヴィルは確かに認識していた。そして平和的手段に依拠する限り、ドイツの中東欧における優越は容認しようというのである。また彼は、国際連盟の委任統治下にあった旧ドイツ植民地（トーゴランドやカメルーン）を例として、アフリカにおけるドイツへの領土補償にも言及していた<sup>57)</sup>。

注意を要するのは、ネヴィルが許容していたドイツの膨張に、平和的手段のみという但し書きの他、〈民族自決〉のたがが嵌められていた点である。なるほど彼は1937年秋の時点で、中東欧におけるドイツの優越を受け入れる用意があった。しかしそれはヒトラーに対する白紙委任ではなく、相当あいまいな基準ではあるものの、ドイツ語話者が多数を占める国外領土に限るとの条件が付されていた。

1938年2月、首相の指示により外務省が作成した覚書には、自決の表現としての現状変更ならば異議を唱えないというネヴィルの立場を踏まえ、中東欧の領土地図が永劫不変とは捉えら

54) Self 2006, 278-79; Bouverie 2019, 137-48; Roberts 1991, 86-101.

55) Neville Chamberlain to Ida Chamberlain, Nov. 26, 1937, NC 18/1/1030.

56) Ibid.

57) Ibid.

れないこと、しかし居住者の意思に反した内政干渉には反対することが明記されている<sup>58)</sup>。さらに翌月、オーストリア併合後に開かれた対外政策委員会でも、ネヴィルはヒトラーの政策について「ライヒにすべてのドイツ人を包含し、他の民族 (other nationalities) は除外する」ものと定式化し、チェコスロヴァキア全土がドイツの支配下に収まる可能性を退けた<sup>59)</sup>。

1938年2月に外相に就任したハリファクスも、当初はネヴィルと同じく、民族自決の範囲に収まるドイツの要求は正常かつ自然との考えであり、ヒトラーが自決の範囲を越えて中欧およびバルカン半島に覇権を打ち立てることはないかと踏んでいた<sup>60)</sup>。ネヴィルの右腕であった駐独大使ヘンダスン (Sir Nevile Henderson) も、ナショナリズムこそが現代国際政治の主たる動因であり、ドイツ人の自決が達成されるまでヨーロッパに平和は訪れないと固く信じていた<sup>61)</sup>。

先に引用したネヴィルの手紙には、「オーストリアとチェコスロヴァキア」とだけ簡潔に書かれていたが、以上の文脈を踏まえるなら、後者の国境変更はあくまでドイツ語話者が多数を占めるズデーテン地方に限られると解釈すべきであろう。他方、手紙に直接の言及はなかったものの、ヒトラーがオーストリアやズデーテン地方と並んで自決を主張していた、ポーランド北西部のダンツィヒおよび〈回廊〉、さらには1923年からリトアニアが占領していたメーメルも、ドイツの優越をめぐるネヴィルの許容範囲に含まれていたと考えられる。

1938年11月末、外務政務次官バトラー (R. A. Butler) は首相の名代として財界名士の集う会員制クラブに赴き、イギリスの対外方針について講演した。首相官邸が準備に関わったと見られる内容には、ヒトラーの狙いがズデーテン地方だけでなくダンツィヒやメーメルにもある可能性と併せて、戦後処理が本格的に改変される時代に突入したとの認識が盛り込まれていた<sup>62)</sup>。ミュンヘン会談から二カ月後、ヒトラーが自決原則に照らして正当化するポーランドやリトアニアの領土についても、ネヴィルは平和的変更を容認しようとしていたと思われる。

つまるところ首相も彼を支える側近たちも、ポーランドら中東欧の新興国に偏って適用された民族自決こそが、ドイツの領土要求の核心にあると考えていた。ドイツが同原則に忠実かつ武力に頼らず、しかも最も脆弱な空中からイギリスの安全を脅かさないう保証さえあれば、イギリスが大陸でドイツの行動を阻止する理由は、戦略的にも道徳的にも存在しない——。これがヒトラーとの交渉可能性を信じたネヴィルの基本的立場であった。

ネヴィルがヒトラーとの全般的解決を通じてヨーロッパに生み出そうとしていたのは、オーストリア全域とチェコスロヴァキア西部に加え、バルト海に接続するポーランド北西部、そして東プロイセンに隣接するリトアニア西部をそれぞれ編入し、民族 (より正確には人種のはず

58) FP(36)51, memo by Eden, Feb. 10, 1938, CAB 27/627. 以下も参照。Dilks 1987, 322.

59) FP(36), 26th meeting conclusions, Mar. 18, 1938, CAB 27/623. 以下も参照。McKercher 2017, 288.

60) Harvey 1970, 121; Goldstein 1999, 286; Roberts 1991, 138-39.

61) *DBFP* 2/19/53, memo by Henderson, May 10, 1937. 以下も参照。Charmley 1989, 9-11.

62) "The Parlour" November 30, 1938," Butler of Saffron Walden MSS, Trinity College Library, Cambridge, UK, RAB/G/9, ff. 120-22; Butler to Sir Horace Wilson, Dec. 3, 1938, *ibid.*, f. 125. 以下も参照。Stafford 1985; Howard 1987, 70-87.

だが)の一体性を回復したドイツであった。この新生ドイツは自決の範囲をおおむね守りながら、南はイタリアへの扉にあたるブレンナー峠に迫り、ポーランドを西からぐるりと取り囲み、北はバルト海沿岸をリトアニアに食い込む形で押さえるというように、1919年の国境線を大幅に越える領土となったであろう。

この時、新しい中東欧の領土地図を保全するメカニズムは想定されていなかった。国境を接する国が相互不可侵を約することも、領土紛争を平和的に処理するための手続きも、目に余る違反に域外大国が軍事援助を与えることも、中東欧の現状維持に資する仕組みには何ひとつ言及されなかったのである。ヒトラーがフランスやベルギー、そしてイギリスら西欧諸国の独立を脅かした際、これを封じ込めるロカルノ条約の後継的枠組みも、ネヴィルの象る将来のヨーロッパには不在であった。

以上の全般的解決構想からは、次のようなヨーロッパの姿が浮かび上がるであろう。

ドイツはすでに占領・軍縮・非武装化といったヴェルサイユ条約の制約から解放され、国際連盟とジュネーヴ軍縮会議から脱退し、ロカルノ条約も形骸化する中、中東欧に自らの領土を拡張し、大陸の心臓部に鎮座し続けている。新たな領土地図を維持するための多国間枠組みは構築されていない。イギリスは大陸の現状維持をめぐって軍事的な保証も外交的な仲介も引き受けることなく、ひとり国土防衛に専念し、英仏海峡の向こうに静かに佇んでいる。

こうしたヨーロッパの構図を、何と名づけることができるだろうか。全般的解決構想に織り込まれた秩序観は、同盟を通じて脅威を抑止する〈敵対型〉にも、集団安全保障に基づき脅威を包摂する〈互惠型〉にもうまく当てはまらない。ネヴィルが望ましいと見たヨーロッパは、大陸で膨張するドイツと、大陸の地政学的変動から自らを切り離れたイギリスが、いずれも諸国の領土保全に頓着することなく並び立つ、〈並置型〉秩序とでも呼べるのかもしれない。

#### 4. おわりに

ネヴィルの構想から立ち現れるヨーロッパの構図を、オースティンが思い描いた秩序と並べてみると、両者の相違は歴然である。彼らはともに、イギリスに対する最も重大な軍事的脅威がドイツであると認識していた。そのドイツが不満を抱くヴェルサイユ条約の修正、すなわち宥和政策を選び取った点でも兄弟は共通していた。ところが、脅威の特定と脅威への対応の間に横たわる論理、またその背後に広がる秩序構想をめぐって、二人のチェンバレンは全くといってよいほど異なる道を進んだのである。

外相オースティンはイギリスをヨーロッパの一員と位置づけ、自国の生存が大陸、その中でも英仏海峡の対岸に広がる西欧の安定と結びついていると認識していた。オースティンの大陸政策を規定したのは、西欧の地域的安全保障という視角である。この基準に照らして、潜在的脅威であったドイツへの対応を検討した結果、彼はドイツとの合意に基づく〈互惠型〉のヨー

ロッパ秩序を雛形に設定した。

〈互惠型〉というからには、ドイツの膨張を不安視する側にはもちろん、ヨーロッパに不安を生じさせているドイツに対しても恩恵が与えられねばならない。オースティンの対独宥和は、この後段を実現するための方策であった。しかし後段には当然ながら前段があり、ドイツの膨張から現状を守るための安全保障枠組みは、オースティンがドイツの条約修正要求を満たす際の揺るぎない前提だった。

しかもロカルノ条約に体现された、領土保全・平和的紛争処理・相互援助という現状維持の三本柱が、西欧から中東欧やバルカン半島にも拡大されることで、ゆくゆくは地域的安全保障の集積に支えられたヨーロッパ秩序が出来ることを、オースティンは期待していた。ドイツの主権を制約するヴェルサイユ条約の規定を緩和することは、ヨーロッパ秩序を段階的かつ安定的に再編するために欠かせない政策だったのである。

オースティンとは対照的に、ネヴィルはイギリスをヨーロッパという地域の射程で捉えようとはせず、国土に近接する西欧を少なくとも戦略上は切り離し、自助によって国家の生存を確保しようとした。〈敵対型〉の同盟にせよ〈互惠型〉の集団安全保障にせよ、他国との連携によって安全を図ることが敬遠されていた以上、多元的なヨーロッパ秩序をイギリスの安全と関連づけて再編する発想は、彼にはほとんど生まれようがなかったであろう。

単独主義の色彩を強く放つネヴィルの対外戦略は、過剰な財政負担を避けつつドイツの本土侵略に備える、空軍中心の再軍備政策となって現れた。ただし迅速かつ大規模な軍拡は望めないことから、こちらは万一の場合のセーフティネットと位置づけられ、そもそもドイツが侵略に打って出ないように、可能な限り外交的に操作すべしと彼は考えた。

こうしてネヴィルはドイツを脱脅威化するために宥和、すなわちヴェルサイユ条約の修正を図るのだが、根底に流れていたのはイギリスの安全をヨーロッパと切り離して確保する単独主義であったから、彼の宥和の先に出現するヨーロッパの姿もまた、オースティンのそれとは異なる構図となる。

1937年末から38年を通じ、ネヴィルが対独宥和の果てに受け入れようとしていたヨーロッパでは、ドイツが民族自決を実現して中東欧に領土を拡大する一方、彼らが自決の上限を破って膨張した際、イギリスを現状の防衛に関わらせる安全保障枠組みは見当たらなかった。イギリスはドイツが自らに牙を剥かぬよう懐柔はすれど、その結果として生じる大陸の動向には沈黙を守り、北海の片隅で自らの殻に閉じこもることになる。

ヨーロッパの現状維持を原則とし、紛争が戦争にエスカレートした際の原状回復メカニズムをひとまず準備した上で、戦後処理の中でも国境線以外の条項に手を加え、ドイツとの共存を図った兄・オースティン。ヨーロッパの現状維持にはこだわらず、そのための多国間枠組みにも関心を示さず、しかも国境線に関わる戦後処理を大幅に修正し、ドイツとの共存を図った弟・ネヴィル。二人のチェンバレンはどちらも対独宥和を選んだが、その先に彼らが見据えるヨー

ロッパの姿はかくも大きく隔たっていた。

結局のところ、両者の構想はどちらも実現していない。1920年代末、ドイツは国策の手段としての戦争を禁じた不戦条約に調印し、西欧の現状は英仏独伊の大国協調を基に維持されていたが、その東に広がる地域でオースティンの夢見る多国間枠組みはついに構築されなかった。ネヴィルによる1930年代の対独宥和は、ヒトラーが彼の想定を裏切って民族自決の敷居を踏み越えたことで破綻し、英独が不即不離の形で併存する全般的解決構想も水泡に帰した。

どちらかの構想が完全に実現していたら、二度目の世界大戦は起こらず、その後のヨーロッパ史も大きく変わっていたのだろうか。答えを知る術はない。たとえ知り得たとしても、それが真に幸福な結末だったかは、誰にとつての幸福かという問題とともに、我々を終わらなき思考へと導くばかりである。ただ少なくとも、戦間期イギリスの対独宥和をその裏にある秩序構想とからめて検討したとき、次の点は確かに言えるであろう。

外交的失敗の代名詞とみなされる宥和は、初めから国際秩序の崩壊を予定する政策ではない。宥和がもたらす負の効果を補う仕組みがあれば、時代の文脈次第では、宥和もまた国家の平和的共存に貢献しうる。ただしどんなに巧みな構想があろうと、一国の外交がなしうるには限界があり、努力しても報われない場合はいくらかもある。そして、巧みな構想ですら報われない場合があるのなら、そうでない構想の帰結は推して知るべし——。

いずれも将来を見通すための処方箋にはおそくならない。だが崩れ去った国際秩序を組みなおす際、外交の可能性を慎み深く受け入れる契機くらいにはなりそうである。

## 参考文献

- Aster, Sidney. 2008. "Appeasement: Before and After Revisionism." *Diplomacy and Statecraft* 19, no. 3: 443-80.
- Bakić, Dragan. 2012. "'Must Will Peace': The British Brokering of 'Central European' and 'Balkan Locarno', 1925-9." *Journal of Contemporary History* 48, no. 1: 24-56.
- Bouverie, Tim. 2019. *Appeasing Hitler: Chamberlain, Churchill and the Road to War*. London: Vintage.
- Bruegel, J. W. 1973. *Czechoslovakia Before Munich: The German Minority Problem and British Appeasement Policy*. Cambridge: Cambridge UP.
- Caputi, Robert J. 2000. *Neville Chamberlain and Appeasement*. London: Associated UP.
- Charmley, John. 1989. *Chamberlain and the Lost Peace*. Chicago: Ivan R. Dee.
- Cohrs, Patrick O. 2006. *The Unfinished Peace After World War I: America, Britain and the Stabilisation of Europe, 1919-1932*. Cambridge: Cambridge UP.
- Curtis, Monica, ed. 1943. *Documents on International Affairs, 1938*. Vol. 2. London: Oxford UP.

- Dilks, David. 1987. "‘We Must Hope for the Best and Prepare for the Worst’: The Prime Minister, the Cabinet and Hitler’s Germany, 1937–1939." *Proceedings of the British Academy* 73: 309–52.
- Doise, Jean and Maurice Vaisse. 1987. *Politique étrangère de la France : Diplomatie et outil militaire, 1871–1991*. Paris: Imprimerie.
- Dutton, David. 1997. *Anthony Eden: A Life and Reputation*. London: Arnold.
- Evans, Richard J. 2005. *The Third Reich in Power, 1933–1939*. New York: Penguin.
- Eyck, Erich. 1970. *A History of the Weimar Republic*. Vol. 1. Translated by Harlan P. Hanson and Robert G. L. Waite. New York: Atheneum.
- Feiling, Keith. 1946. *The Life of Neville Chamberlain*. London: Macmillan.
- Finney, Patrick. 2000. "The Romance of Decline: The Historiography of Appeasement and British National Identity." *Electronic Journal of International History* 1, <http://sas-space.sas.ac.uk/3385> [accessed Aug. 18, 2025].
- . 2003. "Raising Frankenstein: Great Britain, ‘Balkanism’ and the Search for a Balkan Locarno in the 1920s." *European History Quarterly* 33, no. 3: 317–42.
- Fischer, Conan. 2003. *The Ruhr Crisis, 1923–1924*. Oxford: Oxford UP.
- French, David. 2022. *Deterrence, Coercion and Appeasement: British Grand Strategy, 1919–1940*. Oxford: Oxford UP.
- Goldstein, Erik. 1996. "The Evolution of British Diplomatic Strategy for the Locarno Pact, 1924–1925." In *Diplomacy and World Power: Studies in British Foreign Policy, 1890–1950*, edited by Michael Dockrill and B.J.C. McKercher, 115–35. Cambridge: Cambridge UP.
- . 1999. "Neville Chamberlain, the British Official Mind and the Munich Crisis." *Diplomacy and Statecraft* 10, nos. 2–3: 276–92.
- Grayson, Richard S. 1997. *Austen Chamberlain and the Commitment to Europe: British Foreign Policy, 1924–29*. London: Frank Cass.
- Harvey, John, ed. 1970. *The Diplomatic Diaries of Oliver Harvey, 1937–1940*. London: Collins.
- Howard, Anthony. 1987. *RAB: The Life of R. A. Butler*. London: Jonathan Cape.
- Jackson, Peter. 2013. *Beyond the Balance of Power: France and the Politics of National Security in the Era of the First World War*. Cambridge: Cambridge UP.
- Jacobson, Jon. 1972. *Locarno Diplomacy: Germany and the West, 1925–1929*. Princeton: Princeton UP.
- Johnson, Gaynor. 2006. "Austen Chamberlain and Britain’s Relations with France, 1924–1929." *Diplomacy and Statecraft* 17, no. 4: 753–69.
- Macartney, C. A., et al. 1928. *Survey of International Affairs, 1925*. Vol. 2. London: Oxford UP.

- Magee, Frank. 1995. " 'Limited Liability' ? Britain and the Treaty of Locarno." *Twentieth Century British History* 6, no. 1: 1-22.
- Marks, Sally. 2003. *The Illusion of Peace: International Relations in Europe, 1918-1933*. 2nd ed. Basingstoke: Palgrave.
- McDonough, Frank. 1998. *Neville Chamberlain, Appeasement and the British Road to War*. Manchester: Manchester UP.
- McKercher, B.J.C. 2003. "Austen Chamberlain and the Continental Balance of Power: Strategy, Stability and the League of Nations, 1924-29." In *Power and Stability: British Foreign Policy, 1865-1965*, edited by Erik Goldstein and B.J.C. McKercher, 207-36. London: Frank Cass.
- . 2017. "Anschluss: The Chamberlain Government and the First Test of Appeasement, February - March 1938." *International History Review* 39, no. 2: 274-94.
- Mommsen, Hans. 1996. *The Rise and Fall of Weimar Democracy*. Translated by Elborg Forster and Larry Eugene Jones. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Neilson, Keith. 1993. " 'Pursued by a Bear' : British Estimates of Soviet Military Strength and Anglo-Soviet Relations, 1922-1939." *Canadian Journal of History* 28, no. 2: 190-221.
- . 2006. *Britain, Soviet Russia and the Collapse of the Versailles Order, 1919-1939*. Cambridge: Cambridge UP.
- Neville, Peter. 2006. *Hitler and Appeasement: The British Attempt to Prevent the Second World War*. London: Continuum.
- Otte, T. G. 2013. " 'A Very Internecine Policy' : Anglo-Russian Cold Wars before the Cold War." In *Britain in Global Politics*, vol. 1, edited by Christopher Baxter, Michael L. Dockrill and Keith Hamilton, 17-49. Basingstoke: Palgrave.
- Parker, R.A.C. 1993. *Chamberlain and Appeasement: British Policy and the Coming of the Second World War*. Basingstoke: Palgrave.
- . 2000. *Churchill and Appeasement*. London: Macmillan.
- Peden, G. C. 2023. *Churchill, Chamberlain and Appeasement*. Cambridge: Cambridge UP.
- Peukert, Detlev J. K. 1991. *The Weimar Republic: The Crisis of Classical Modernity*. Translated by Richard Deveson. London: Penguin.
- Robbins, Keith. 1997. *Appeasement*. 2nd ed. Oxford: Blackwell.
- Roberts, Andrew. 1991. *The Holy Fox: The Life of Lord Halifax*. London: Apollo.
- Roi, Michael L. and B.J.C. McKercher. 2001. " 'Ideal' and 'Punch-Bag' : Conflicting Views of the Balance of Power and Their Influence on Interwar British Foreign Policy." *Diplomacy and Statecraft* 12, no. 2 (2001): 47-78.
- Sakwa, George. 1973. "The Franco-Polish Alliance and the Remilitarization of the Rhineland."

- Historical Journal* 16, no. 1: 125-46.
- Self, Robert. 2006. *Neville Chamberlain: A Biography*. London: Routledge.
- Shuster, Richard J. 2006. *German Disarmament after World War I: The Diplomacy of International Arms Inspection, 1920-1931*. London: Routledge.
- Stafford, Paul. 1985. "Political Autobiography and the Art of the Plausible: R. A. Butler at the Foreign Office, 1938-1939." *Historical Journal* 28, no. 4: 901-22.
- Steiner, Zara. 2005. *The Lights That Failed: European International History, 1919-1933*. Oxford: Oxford UP.
- . 2011. *The Triumph of the Dark: European International History, 1933-1939*. Oxford: Oxford UP.
- Stewart, Graham. 1999. *Burying Caesar: Churchill, Chamberlain and the Battle for the Tory Party*. London: Phoenix.
- Trachtenberg, Marc. 1980. *Reparation in World Politics: France and European Economic Diplomacy, 1916-1923*. New York: Columbia UP.
- United States, Department of State. 1968. *The Treaty of Versailles and After: Annotations of the Text of the Treaty*. New York: Greenwood.
- Weinberg, Gerhard L. 1970. *The Foreign Policy of Hitler's Germany: Diplomatic Revolution in Europe, 1933-36*. New Jersey, Humanities.
- Zorach, Jonathan. 1979. "The British View of the Czechs in the Era Before the Munich Crisis." *Slavonic and East European Review* 57, no. 1: 56-70.
- 植田隆子 (1989) 『地域的安全保障の史的研究—国際連盟時代における地域的安全保障制度の発達』 山川出版社。
- 大井孝 (2008) 『欧州の国際関係 1919-1946—フランス外交の視角から』 たちばな出版。
- 大久保明 (2018) 『大陸関与と離脱の狭間で—イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障』 名古屋大学出版会。
- I. カーショウ (2016 [2000]) 『ヒトラー (下) —1936-1945 天罰』 福永美和子訳, 石田勇治監修, 白水社。
- 唐渡晃弘 (1989) 「ロカルノ外交—ヨーロッパの安全とフランスの政策(1)~(4)」 『法學論叢』 第125巻4号~第126巻1号。
- 高坂正堯 (1981) 「集団安全保障と同盟の変遷—理念と現実」 『国際問題』 第258号。
- 佐々木雄太 (1987) 『三〇年代イギリス外交戦略—帝国防衛と宥和の論理』 名古屋大学出版会。
- 関静雄 (2017) 『ミュンヘン会談への道—ヒトラー対チェンバレン 外交対決30日の記録』 ミネルヴァ書房。
- 高橋進 (1983) 『ドイツ賠償問題の史的展開』 岩波書店。

藤山一樹（2019）『イギリスの対独「宥和」1924-1930年—ヨーロッパ国際秩序の再編』慶應義塾大学出版会。

牧野雅彦（2012）『ロカルノ条約—シュトレゼマンとヨーロッパの再建』中公叢書。